

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號 六 第

卷七十二第

行發日一月二十年三和昭

## 論 叢

自動車稅論……………法學博士 神戶 正雄

貞享以後長崎の支那貿易に就いて……………文學博士 矢野 仁一

保險に於ける偶然の必然化……………經濟學博士 小島昌太郎

## 說 苑

公有收益財産と地方財政……………經濟學士 中川與之助

徳川時代の寺社名目金……………經濟學士 堀江 保藏

株式定期取引の限月復舊に就いて……………經濟學士 今西庄次郎

## 雜 錄

伏見酒造勞働に就いて……………經濟學士 江頭 恒治

繁榮指數と社會の繁榮……………經濟學士 井 篁 弁

## 法 令

預金部地方資金貸付規程

## 附 錄

本誌第二十七卷總目錄

## 貞享以後長崎の支那貿易に就いて (下)

矢野仁一

## 一〇

前述の如く貞享二年支那船の貿易額は銀六千貫目に限定されたのであるが、船数は限定されなかつた。然るに同年長崎に入港した船数は既に七十三艘の外積戻船十二艘に及び、其の前年の貞享元年以前の入港船数と比較して激増してをることは著るしく目につくのである。二十艘代から九十艘程となつた。翌三年には八十四艘の外、積戻船十八艘、次ぎの四年には百十五艘の外、積戻船二十二艘に達した。これは長崎紀事<sup>45)</sup>の記事であるが、長崎覺書<sup>46)</sup>に據ると、元祿元年長崎に入港した船数は百九十四艘で、其の中積戻船は七十艘であつた。長崎紀事には此の年七十艘の外七十七艘の積戻船があつたことになつてゐるが、唐通事會所日録に、元祿元年長崎に入港した唐船に、百八十五番廣南船、百八十六番廣南船が見えてをるから、其の年の入港船数は長崎紀事記載の百四十七艘に止まらなかつたことは明かである。

何故に支那貿易船の長崎に入港した數が、其の貿易額の限定された年より俄かに激増するに至つたか。白石私記<sup>47)</sup>に

貞享二年乙丑に至て始て唐人互市の銀額六千貫目、阿蘭陀人互市の金額五萬兩に定られ、元祿元年戊辰に唐船の額數七十隻に

45) 通航一覽卷百九十八

46) 同上

47) 通航一覽卷百六十六、圖書刊行會本四百十頁

定らる、此頃者大清の康熙之天子海禁を開かれしかば、唐船の來る事二百隻に及びしが故也

と見え、新井白石が元祿元年頃長崎に來た船數が二百艘に増加したやうに考へてをるのは何の據るところあつてのことか分からぬが、ともかく此の増加を清の康熙帝が康熙二十三年即ち西曆一六八四年に海禁を開き、沿海人民の出海貿易を許した結果に歸してをる。海禁の當時においても支那人は日本に來て貿易することは許されてゐたが、それにしても例外として許されてゐたに過ぎなかつたから、海禁が開かるゝことになつて、日本に來る船數の増加したことは不思議はない。然しそれだけで此の激増を説明することは果して妥當であらうか。

私は此の激増は支那において海禁の開かれたことの外、貞享二年に貿易額が限定されたことも一の大なる理由でなかつたかと考へるのである。即ち貿易額が限定された爲め、有利なる日本貿易は自からそれに與かるを得る少數者の手に歸し、有利なる日本貿易は一層有利となるわけであるから、支那人をして競争の勢ひをなさしめた結果でないかと考へるのである。

白石は長崎に來た支那貿易船の數は二百艘となつたから、元祿元年に七十艘に限定されたといつてゐるだけであるが、私は貞享二年に貿易額が限定されたに拘はらず、入港船數は激増した爲め、積戻を命ぜらるゝ船及び貨物は多くなり、それと共に私販即ち密貿易は多くなつたので、元祿元年の船數限定となつたものと考へる。

當時如何に密貿易が盛んに行はれたかといふことは、貞享二年より同四年にかけて、支那船と密貿易の廉で、斬罪、磔殺、梟首、追放、流罪等に處せられしもの、非常に多かつた事實、貞享二年には二人の死罪犯は特に減刑され、一人は流罪、一人は追放、貞享三年には十四人は斬罪、四人は追放、四年六月には二人は磔殺、六人は梟首、三人は追放、同年八月密貿易發覺し、自殺したもの十人の中二人は磔刑、八人は他の三人の生存者と共に梟首、その他多數のものは追放に處せられてゐる。此の最後の密貿易事件に關しては、支那船の積荷物は燒棄され、船は歸帆を命ぜられてゐる。其の他密貿易品が輸出せられて密貿易者が逮捕せられなかつたやうなこともあつた。また貞享二年に支那貿易船の荷物庫に始めて官封を施したやうなこと、元祿元年に小瀬戸に遠見番所を置き、野母遠見番所の報知を受けて長崎に報せしめ、併せて海上を視察せしめたことも密貿易を防ぐ爲めに外ならなかつた。

## 一一

密貿易の盛んになつたことに就いては、貿易額が限定されたに拘はらず、貿易船數が限定されなかつた爲め積戻船、積戻貨物が多くなつた爲めばかりでなく、日本人も定まつた貿易額内だけの商賣にては、掛り物即ち税銀などは課せられ、費用多く利益少なかつた爲め、定まつた貿易額以外の密貿易にて利益を收めんとするに至つたことも考へなければならぬ。

白石私記<sup>48)</sup>に定高商賣の外、銅代物替商賣、追御定高商賣の始まつた後のことを記し、

唐船の數定りぬれば、定額の外に來れる船をば積戻しと云て交易の事を免さず、又額の船といへ共銀額定あれば、凡一船に積來し物、其價銀百六十貫目計の物交易する事をゆるされて、其餘の物共をば殘荷物杯と云ひけり、遙の風波を凌ぎ來て、手を空して歸らん事も、多くは貨物を載せ來りて利少くして歸らん事も其志にあらねば、いかにもして積來る物共の賣なん事を謀り、我國のものも額内の物を買さるるに、掛り物など云ふ事始て、其費用多く利分少く、いかにもして積降らん物共賣行んと謀りし程に、年々に私販の事共多成たり、自注、出買、沖買、ぬけ荷、ぬけ貨など種々の名目あり

と見えてゐる。掛り物の始まつたことに就いては、崎陽群談<sup>49)</sup>に

市法相止候て、増し銀井町中三ヶ一の取前銀(唐船宿町は其唐船の積高の三分の一を買取る權あり)も無之様に罷成、糸の増銀斗にては、町中の者公役相勤候事は扱置、渡世も不罷成事に候、夫故奉行所より申付は無之候得共、長崎町中の者共、諸國の商人方より花銀と名付候て、少づつ取之候、是は肝煎貨のやう成儀にて畢竟商ひ物の口錢の道理にて、商賣の地に何方にも有之の事に候、其上商人より花銀長崎へ出し候へば、夫程を唐人まへ入札直段に込め候て入札仕候故、唐人前も高直に不罷成譯も有之、第一は所相續のため可然事に付、其通取らせ差置候、然處此花銀も地下人心儘に取らせ候ては、大分の義に成候、然る處翠半商賣高六千貫目に被相定候旨以奉書被仰下候、然は右の花銀手にても商賣高減し候ては、所の相續罷成かたく候、依之右花銀一ヶ年に町中へ取候銀高を集め、其銀高を六千貫目の商賣物に割に懸け、其割を以、品々に割の多少を定め、此銀子を以て地下人配分し候様に相究め候、是則懸り物銀の始りに候、此銀にて地下人渡世仕來り候事に候、此仕形宜しく候子細は、市法の節は貨物増し銀取候者は相定り取之、一向取不申者も有之候處、右之仕形にては、長崎一同の潤澤に成候故の事に候、此義儘に相究り候は、元祿元年唐人屋敷出來以後同三年に相定

と見え、それは支那人より買入るる元直段を下直にし、且つ市法貨物商賣が止み、其の利益銀が

48) 通航一覽卷百六十六、國書刊行會本四〇一頁

49) 崎陽群談第二、南蠻船法船阿蘭陀船商賣來山より段々改來候大略之事

なくなり、又貿易額が六千貫目に限定され、口銭が少なくなつても、長崎の繁榮が維持さるゝやうに、其の貨物を買入るる日本商人に對して、其の買入直段に應じて賦課したものであるから、其の高率であつたことも想像され、如何に元直段を直ざり、又賣直段を高くしたところで、それには自ら限りがあるわけで、到底利益薄に甘んじなければならなかつたことは明かである。

ケンプフェル<sup>50)</sup>は長崎における當時の支那貿易に就いて、支那人の航路はオランダ人の航路に比し短距離であり、又それ程の危険もなく、費用もそれ程でないから、日本政府は此の點に顧み、凡て支那人の持渡貨物に對しては、オランダ人のそれに比して頗る重い税を課した、六割といふ重い税を買手の日本商人に課した、さうしてそれを支那貿易の支配に與つたそれ／＼の役人、及び其の以外の長崎の住民に分配した、買手の日本商人はかういふ重税を納めなければならなかつたから、其の買入れ貨物に對して高價を提供することを願はなかつた、これ支那人の利益は遙かにオランダ人のそれに及ばなかつた理由であると述べてをる。

金井俊行氏の長崎略史外國貿易沿革志<sup>51)</sup>に、貞享三年唐船花銀端物を三割、荒物藥種を四割に改め、元祿元年唐船端物の花銀を四割に改め、荒物は貞享四年の制に依り五割としたことが見えてゐる。私は今金井氏の根據に溯つてこれを究明することが出来ないことを遺憾とするが、花銀は恐らく掛り物でないか。崎陽群談に據ると、掛り物は元祿元年以後三年までの間に定まつたとい

50) Engelbert Kaempfer, Ibid, vol. II, p. 256.

51) 長崎叢書本卷四、四二三頁、四二六頁

ふことであるから、元祿元年の花銀は四五割でも、同三年までの間に増加して、ケンプフェルのいつてゐるやうな六割となつたものかも知れぬ。寶永六年の白石上書に、我國の商人は七割の懸り物とて、異國の物の直段百貫目する物を、百七十貫目に買ひて、その七十貫を以て長崎のものに配分すといつてあることを考へると、さう考へることも無理でないやうである。尤も支那商人は買手の日本商人から其の負擔であつた掛り物を轉嫁せられた外、別に自から船別置銀、常例銀等を負擔しなければならなかつたから、ケンプフェルは其等を合せて六割の掛り物といつたのかも知れぬ。白石上書に、異國の人より長崎の者どもにあたふる常例銀の法は、貨物の賣高銀百貫目に付て六貫四百十四匁五分を出すなり、船別置銀の法は、商船一艘につき一貫百八十八匁二分を出し置、かの常例銀の數は、大やう商船一艘の貨物十五分にしてその一つにあたるべし、これに置銀をくはふる時は、長崎の者ども異國の人より取得るところ、異國關稅十五分の一つを公に貢するよりは猶重き歟と見えてゐる。

## 一一

既に貿易船數が限定されるれば、それが限定されず、隨つて何艘で貿易の定額に達するか分からぬ時とは違つて、自から日本に來る船數も制限さるゝやうな効果もあるわけで、元祿二年の入港は既に七十艘の外、僅かに九艘に止まり、非常な減少を示してゐる。

支那の貿易船數が七十艘に限定されたのは元祿元年であることは、長崎市尹書留に

元祿元戊辰八月御極被仰付候、

一唐人商賈金高十萬兩

○春船二十艘

一南京五艘

一寧波七艘

一普陀山二艘

一福州六艘

○夏船三十艘

一南京三艘

一泉州四艘

一寧波四艘

一漳州三艘

一咬啗吧二艘

一東浦寨一艘

一普陀山一艘

一廈門五艘

一太泥一艘

一福州四艘

一廣東二艘

○秋船二十艘

一南京二艘

一交趾三艘

一暹羅二艘

一高州二艘

一福州三艘

一寧波一艘

一廣東四艘

一東京一艘

一潮州二艘

合七十艘

と見えてをるにて明かである。白石私記<sup>54)</sup>にも

貞享二年乙丑より唐船交易の歲額銀六千貫目と定められ、元祿元年戊辰に至て唐船の歲額七十隻に定めらる

と見えてゐる。長崎覺書<sup>55)</sup>に

元祿二年より七十艘に御定ありて、春二十艘、夏二十艘と命ぜらる

と見え、長崎港草に

53) 通航一覽卷百五十九、圖書刊行會本三百十八頁

54) 通航一覽卷百六十六

55) 通航一覽卷百九十八、長崎紀事入港船數割注

元祿元年百十七艘、同二年七十艘を限りとして御定めとなる。同十五年まで七十艘に越ゆれば積戻しとなる（元祿元年の百十七艘は實際の入港船數でなく、百十七艘を限りとした意味か）

と見えてゐるのは固より誤りである。

元祿元年に歳額七十艘と限定されても、それが實行せらるゝには翌年でなければならぬはずで、元祿二年の入港船數が七十艘を越ゆること九艘に止まり、七十艘の外は凡て積戻を命ぜられたといふことは、元祿元年の歳額限定は元祿二年に至つて効果を見はしたものである。

### 長崎虫眼鏡に

貞享五戊辰年、按ずるに九月晦日日元祿と改元秋ふねより唐人船數七十そう仰付られ、商買致べきむねおほせわたさる、

元祿二己巳のとし、春船二十艘、夏船三十そう、冬船二十そう、合七十そうふん商買仰付られ、あまり舟はつみもとす

と見え、元祿元年秋船より唐人船數七十艘仰付らるゝとの意味は不明瞭であるが、元祿元年春船夏船は過去のことで限定の限りでないが、秋船から春船二十艘、夏船三十艘、秋船二十艘の割合で、即ち二十艘の商賣を仰付けられたといふ意味かも知れぬ。元祿元年には歳額七十艘の法令は一部分しか行はれず、それが完全に行はれたのは元祿二年からであるといふ意味かも知れぬ。長崎紀事の元祿元年入津船數七十艘、積戻船七十七艘といふ記事はどうも信せられぬ。

### 一三

支那貿易の入港船数が限定されし元祿元年即ち西暦一六八八年において起つたもう一つの重大なる事件は、それまで長崎市中の宿町町屋に散宿することを許されてゐた支那人が、十善寺村御薬園の地に設けられた唐人屋敷の圍内に居住を限定さるゝに至つたことである。オランダ人は寛永十八年即ち西暦一六四一年平戸より長崎に移轉を命ぜられし時から、既に出島の南蠻館跡に居住を限定されしに拘はらず、支那人は宿町町屋に散宿することを許され、逗留<sup>57)</sup>中長崎市中を自由に徘徊することもでき、諸事ゆるやかに大やうにもてなされたのであるが、此の時からそれができなくなつたのである。シーボルト<sup>58)</sup>の言を借りていへば、オランダ人同様國立牢獄に籠居せしめらるゝこととなつたのである。さうして殆んどオランダ人と同様の慘めな窮屈な地位に立つことになつたのである。

支那人が唐人屋敷の圍内に居住を限定さるゝことになつたことに就いては、彼等の町屋散宿を許すことには種々の弊害があり、彼等は頗る不法法にして、屢々喧嘩口論をなし、或は町家の妻娘と私通して風紀を紊したことが主要な原因である如く考へる説もあるが、必ずしもさうではないやうである。

私はさうではなく、邪蘇教即ち邪宗門關係の書籍密輸入の懸念や、密貿易の懸念やらが寧ろ主要な原因であつたと考へる。

57) 通航一覽卷二百三、長崎奉行勅方留、寶永七年四月別所播磨守、久松忠次郎に御尋に付、存寄申上候書付數條之内、唐人宿定并逗留中次第

58) Fr. von Siebold, *Ibid.*, Bd. II, S. 185.

元祿元年即ち西曆一六八八年は、支那の康熙二十七年で、海禁の開かれた直後であり、且つ天主教の禁が頗る寛かになつた時である。康熙八年の天主教嚴禁の法令は撤回せられたわけでないが、康熙帝の天主教宣教師フェルピースト (Verbitsch) 等に對する個人的の親信優遇は、地方督撫に影響を及ぼし、天主教嚴禁の法令を厲行ができないのみか、宣教師を優禮接待しなければならぬやうなことになる、正教奉褒に據ると、康熙二十六年禮部は上諭に依り、山東河南等の巡撫に移咨し、各省の邪教禁止條例中、天主教を白蓮教同様の邪教とする文字あればこれを削除すべきことを照會するに至つた。デュー・ハールド (Du Halde) の支那地誌に據ると、フェルピーストは當時大官の著書に耶蘇教を邪教に數へた文字があるのを發見し、聖教に侮辱を加へたものとなし、康熙帝に奏請した結果、爾來耶蘇教を邪教と稱することを禁せる上諭が發せらるゝに至つたといふことである。康熙二十六年は有名なフランスの宣教師ゲルピリヨン、ブーヴェー、フォンタネー等の支那に着し、リヒトホーヘンはフランスのジュネスイット會宣教師の學術的支那研究の時期が開かれたといつてゐる年である。かういふ支那の状態が長崎貿易に影響し、邪宗門の禁書密輸入となつたのである。

崎陽群談に、

貞享の末唐人共風説書に西南蠻より邪宗門の僧本店へ差渡し、本唐にても邪宗門の者少々出來り候由有之候、其頃唐船より持

渡り候書籍の内にも邪宗門の事相載候書物少々持渡り候事有之候、此等の儀に付、元祿元年川口源左衛門、山岡十兵衛在勤之節老中より御下知有之、唐人屋敷造作出來、翌年正月より唐人入置候事

と見え、支那人が唐人屋敷の圍内に居住を限定されしことは、明かに邪宗門の禁書密輸入に關係があるやうになつてゐる。

長崎志、長崎實錄大成に書物役向井元成が貞享二年小川町宿の支那船持渡の寔有詮といふ書に、天主教に關する禁制の文あることを發見し、其の書は燒棄され、一船の貨物は積戻を命ぜられ、向井元成は御褒美として御切米三十俵、二人扶持を給賜されしことが見えてゐる。當時如何に幕府が耶蘇教に關する書籍の輸入を重大事件視したかは分かる。貞享四年二十一番船の持渡りたる天經或問後集を塗抹し、同三年十二番、十五番船の持渡りたる福建通志を燒棄したることは通航一覽<sup>62)</sup>に見えてゐる。貞享四年十二月長崎奉行の諭唐船諸人といふ諭告文に

一 耶蘇邪徒、以罪惡深重故、其駕船所來者、先年悉皆斬戮、且其徒自阿媽港發船渡海之事、既停止之、自今以後唐船若載彼徒來、則速斬其身、而同船者亦當代誅、但縱雖同船者、告而不匿、則赦之可褒賞事

一 耶蘇邪徒之書札、并贈寄之物、潛藏齎來於日本、則必須誅之、若有違犯而來者、速可告訴焉、猶有匿而不言者、其罪同其餘事、

一 以重賄密載耶蘇之徒于船底而來、則速可告之、然則宥其咎、且賜可倍於彼重賄事、  
右所定三章如此、唐船諸商客皆宜承知、必勿違失

60) 通航一覽卷百九十九

61) 同上

62) 同上

と見え、元祿二年七月唐人屋敷二の門に制札として掲げられしことは憲教類典に見えてゐる。

ケンブフェル<sup>(63)</sup>は或る時期間支那人の日本において享有した自由は餘りに大きく、それが變更されずに永續しやうはずはなく、速かにその斷末魔に達した、日本人は日本から永劫追放された不俱戴天の怨敵たるジエスイット教團即ち切支丹宗門の徒が、支那に君臨せる現清朝の宮中において優遇され、その廣大なる全領土に亙りて神の福音を説き、これを弘布する自由を許されたことを聞知した、此の教團の伴天連等が支那において支那語で印行することを得た若干の天主教の書は他の支那書籍に混じて日本に持渡され秘密に販賣され、日本人をして非常な困難と數千の人命の損失とにより辛うじて盡滅するを得た耶蘇教の再び日本に復興するに至らんことを疑懼せしむるに至つた、此等の書を輸入したる支那商人も嫌疑の眼を以て見られ、それは天主教の實際の歸依者と考へられなかつたまでも、少くも天主教に好意を寄せてゐるものと考へられた、此等の種々の理由は猜疑心の甚だ深い此の國民に有力に働かないはずはないから、遂に支那人のこれまで享有せし廣汎なる自由を頗る狭い範圍に裁減し、貿易、及び生活狀態兩つながらオランダ人同様の基礎に置かんとする議は幕府に提せらるゝに至つたと述べて、支那人の唐人屋敷居住限定を以て耶蘇教關係書籍の密輸入取締りに歸してゐるのである。

シーボルド<sup>(64)</sup>も支那人の唐人屋敷に居住を限定せられしことを述べ、此の後支那ジャンク船もオ

63) Engelbert Kaempfer, Ibid, vol. II, pp. 250. 251.

64) Fr. von Siebold, Ibid, vol. II, S. 186.

ランダ船同様、嚴重な検査を受けなければならぬこととなり、その持渡書籍及び記録類のごときも長崎において特設されたる書物改役によつて検閲さるゝことゝなつた、日本において當時耶蘇教の大保護者たる康熙帝の北京の宮廷には耶蘇教宣教師がゐる布教の目的を以て漢文の書物を書いてをることがよく分かつてゐたと記してゐる。

それにもう一つの理由は密貿易の取締りで、既に同年中入港船數の限定されたのも、そのためであつたやうに考へられるのであるから——同じ年に起つた支那人の唐人屋敷居住限定といふやうな重大な事件がこれに關係がなかつたとは考へられない。

シーボルトは支那人の唐人屋敷内居住限定は耶蘇教の禁書密輸入に關係あることを述べた後、今やまた一層注意深き眼は密貿易の上に向けらるゝことゝなつたといつてをるが、支那人は唐人屋敷内に居住を限定された後始めて密貿易に注意深き眼が向けらるゝことになつたわけではあるまい。幕府が注意深き眼を密貿易に向けることができるやうに、支那人を唐人屋敷内に居住せしむることになつたのではないか。

## 一四

寶永七年「唐人宿定并逗留中次第」に關し、長崎奉行別所播磨守、久松忠次郎の幕府の尋問に答へたる書に。

唐人旅宿、古來の如く長崎町中可被差置員、奉得其意候得共、此段不可然奉存候、以前の唐人も日本人もまれくゝに參るもの多く御座候に付、諸事實狀に相愼、其上存分に金銀をも設け候故、さして悪事もたくみ不申候、只今之唐人は、毎年商賣に參候者相定り候躰に相見候、依之事の外日本功者に罷成、やゝも仕候得は、悪事計たくみ申候儀に御座候、其上長崎の者共、古來は諸事潤澤に御座候て、人々身重く有之に付、さして悪事をたくみ申者も稀に御座候處、近年は次第に困窮いたし、一口へも無之もの數多御座候、依之悪人多く御座候に付、如何様之密談を仕、諸人之難儀に成候儀仕出し可申事決定仕候、其上唐人事之外無作法成るものにて御座候故、人之妻娘と密通いたし、前方もそれに付種々の悪事も御座候儀に及承候、旁以旅宿に差置候儀不可然奉存候、只今圍之内に差置、二重之門有之候而番人稠敷致候而さへ、種々の悪事を日本人と相通申候、然處町屋に差置候而者、彌以惡事募り可申旨奉存候事

の文が見え、「前方も支那人は事之外無作法にて、人之妻娘と密通するやうな悪事も種々あつた」この文句は、支那人の無作法にして町家の妻娘と密通したやうなことも、支那人の唐人屋敷内居住限定に全く關係がなかつたものでないことを示すものゝやうである。然し私は前にも述べし如く、それは主要の理由でなく、若し當時耶蘇教關係の禁書の密輸入せらるゝ懸念もなく、又密貿易の懸念もなかつたならば、それだけでは支那人は唐人屋敷内に居住を限定せらるゝことにならなかつたかと考へる。

寶永七年即ち西曆一七一〇年と正徳三年即ち西曆一七一三年の兩度、支那人を唐人屋敷内より解放して、古來の如く町宿に散宿を許さんとする議が提せられたことがあるが、若し支那人の唐人屋敷居住限定が邪宗門禁書密輸入及び密貿易の懸念に基づいたものとするれば、當時その懸念が

なくなつたわけでないのに、何故にそんな議が提せられ、相當に問題となつたのか、辻褄が合はないうやうにも思はれる。當時それに對する反對論があつて行はれなかつたのであるが、其の反對の理由は「長崎の者共近年は次第に困窮し、悪人多くなりたる故、支那人と如何様の密談を爲し、諸人の難儀となることを仕出かさんこと必定である」とか、「唐人も事の外無作法にて人の妻娘と密通するやうな悪事をなすものあり、旁々町宿に差置くこと然るべからず」とか、「昔の唐人と今の唐人とは各別の違ひなれば、只今左様にゆるかせにすれば、晝夜に悪事は出来る」とか、「長崎地下人之法式も、とくと極らざる内に、唐人圍より出し、町宿に差置くことゝなりては猥かはしき儀も出来、只今左様になれば後までの習はしとなる」とかいふにあつて、邪宗門禁書輸入の危険が未だ去らないとか、密貿易の虞れが猶ほ止まないとかといふ理由は何故に高調せられなかつたか、疑へば疑はるゝのである。

然しそれだからといつて、支那人の無作法にして町家の妻娘と私通するやうなことの爲めに、支那人は唐人屋敷内に居住を限定さるゝことになつたと考へることもできない。支那人のさういふ無作法不品行は當時益々甚だしくなつたやうにいはるゝのに、却つて古來の如く宿町町家に散宿せしむる議が提せらるゝといふことも一層解し難いわけである。私はそれにも拘はらずさういふ議が提せられたのは、さういふ支那人の無作法不品行も、彼等の町宿散宿に依つて望まるゝ「長

「崎地下の潤ひ」には換へ難く考へられたことを證するものでないかと考へる。寶永、正徳の當時さう考へられたのに、元祿の當時においてどうしてさう考へられなかつたといへやう。

## 一五

唐人屋敷は元祿元年九月起工、翌年四月竣工したといふことである。ケンプフェル<sup>(66)</sup>は唐人屋敷は元長崎の代官末次平藏の花園であつたが、此處に支那人を收容する爲め幾棟かの棟割長屋のやうな小さな家が建てられ、その周圍は壕、矢來、堅固な二重門等で繞らされた、凡て此等の工事は非常に峻速に行はれ、(西曆一六八八年)二月初めに華麗な花園であつたのに、既に五月末には堅固な牢獄のやうなおそろしい觀を呈するに至つた、支那人は此處に收容され、毎年家賃(Hent)として十六貫目を拂はなければならなかつた、支那人は長崎に來れば必ず此處に居住しなければならなかつた、さうして嚴重に監視され、何もかにもオランダ人が出島において受けた接遇より一層悪くはなくとも、同じやうに悪い接遇に甘んじなければならなかつたと記してゐるが、どうも正確な記事ではないやうである。

## 長崎實錄<sup>(67)</sup>大成に

元祿元年十善寺御藥園を以、唐人被召置由にて、九月より地形普請等仕掛り、翌巳年四月成就す、此入目銀六百三十四貫四百四十餘、此内四百貫目從公儀爲御引替、高木作左衛門殿より請取之、巳年より酉年迄五ヶ年、唐人屋敷家賃銀を以上納い

66) Engelbert Kaempfer, Ibid. vol. II, p. 253.

67) 通航一覽卷二百三、圖書刊行會本三百一頁

たし皆済す、同二巳年閏正月より唐人團に入

といつてゐるが、これは寧ろ信すべきである。

支那で唐人屋敷のことを土庫といつてゐたことは、雍正硃批諭旨浙江福建等の督撫の上奏に見えてゐる。唐人屋敷は唐館とも稱されたのであるから、支那商人は日本人の唐館といふのを聞いて、其の音の土庫に近きより遂に土庫と稱するに至つたものでないか。

## 一六

ケンブフェル<sup>68)</sup>は、支那人の貿易額が限定された後は、彼等は前かたのやうに其の持渡貨物の代金を銅貨や銀貨で持歸へることができなくなり、それを更に銅や他の日本の製造品に換え歸へらなければならなくなり、一片の一分銀ですらも日本から持出すことができなくなつたといつてゐる。銅貨は持出すことはできなかつたが、銅は自由に持出すことはできたのである。

崎陽群談<sup>70)</sup>に入札市法商賣當時のことを述べ、

右入札商賣の内猶又金銀多く相渡不申様にと度々老中列座被仰渡候に付、其趣を以て退々申付候處、唐人共銅を好み候て買調候故、年々銅高多く相渡し來り、夫に應じ金銀の渡高減じ來り候、然れども銅にて商賣仕候と申儀にては無之、銀子にて商賣候上、其銀にて唐人勝手次第銅を買戻り候と申筋にて銅相渡候事

といつてゐる。入札市法商賣當時、既に支那人持渡貨物の代價に拂はれたる銀は、彼等の銅買入

68) 東亞經濟研究第九號第三號、支那の記録から見た長崎貿易(下)

69) Engelbert Kaempfer, Ibid, vol. II, p. 256.

70) 崎陽群談第二、南蠻船唐船阿蘭陀船商賣來由より段々改來候大略之事

れ代價として少なからず日本に残つたやうである。日本においてもそれが分かつてをり、随つて銀でなく、銅で拂ふことにすれば、支那人も満足し、日本にも別に差支へがなく、貿易額を制限せずとも、たとひ制限しても六千貫目など、ひどい制限をしなくともよいといふことも分かつてゐたはずであるのに、何故事此に出でずして、六千貫目など、いふ制限となつたか。

崎陽群談<sup>71)</sup>にはまた貿易額限定後、銅代物替及び追御定高商賣の始まつた時のことに關し、

一庶船方御定高六千貫目、阿蘭陀三千貫目、銅代物替銀高五千貫目、追御定高二千貫目合せて一萬六千貫目の商賣に相究り、此内阿蘭陀三千貫目計金五萬兩の積りにて、相残り候銀萬一萬三千貫目分不殘銅にて相渡候積り、但阿蘭陀方三千貫目の内えり、是は金子少しく相渡し可申ためなり に事究り候

と見え、當時日本では銅にて拂へば壹萬參千貫目の貿易までは許してもよいやうに考へてゐたのであるから、貞享二年の當時と雖もそれ位のこととは考へてもよかつたやうに考へられる。

然し當時の貿易は、オランダに在りては金、支那に在りては銀といふことになつてゐたから、たとひ銀は一部分或は大部分銅に換えられたとしても、銀の濫出を防ぐためには矢張り貿易額を制限しなくてはならぬといふことになつたものであらう。後に此の制限を緩和し銅の代物替或は追御定高貿易を許すことにならうとは當時未だ考へ及ばなかつたのであらう。

さういふわけで、金銀さへ出さなければ必ずしも貿易額を六千貫目に限定しなければならぬ必

71) 同上

要はなかつたのである。それに支那人としては折角積渡つた貨物を徒らに積戻すよりたとひ薄利でも賣らるゝだけ賣りたい心持あることは、白石のいつてゐる如くなるべく、それを無理に抑へつけて、定額外の貿易は一切許さぬといへば、密貿易の益々甚しくなるべきは明かで、識者を俟つて後知るべきではない。シーボルト<sup>72)</sup>に西暦一六九〇年、一六九一年即ち元祿三年四年の二年だけで四十三人の日本人が密貿易の廉で死刑に處されたと見えてゐるのも明かである。銀を出さないで、出しても成るべく少くして、密貿易を防ぐことが出来れば、それは幕府として此の場合に取るべき當然の處置であつた。

貞享三年より支那船持渡貨物願賣の法が始まつたことは、金井氏の外國商法沿革<sup>73)</sup>に見えてゐるが、即ちさういふ處置の一に外ならなかつたやうである。それは支那人の方より代價を掲げて買上げを願はしめ、相當の價格なれば買入るゝ方法であつたといふことだから、随分支那人を踏み付した下直であつたことは想像される。随つて銀を出しても出し方を極端まで少なくすることを得たのである。貞享三年の願賣額二百貫目、利益銀二百貫目、同四年の願賣額銀四百四十貫目、利益銀五百十六貫目、元祿元年の願賣額銀百貫目餘、利益銀三百貫目であつたといふことだから、如何に下直なものであつたかは分かる。

72) Fr. von Siebold, Ibid, Bd. II, S. 186.

73) 長崎叢書本、長崎略史下卷四二三頁

支那船持渡殘餘貨物願賣の法はいくらか密貿易を緩和する方法であつたが、その貿易額は餘りに少なく、それだけではいくらも效力はなかつた様である。此の時に銅代物替商賣が始まつたといふことは當然過ぎる程であつた。

『崎陽群談』に、

元祿八年伏見屋四郎兵衛と申者願上候は、唐人の持戻り荷物多く候故抜買も有之候間、銅を以て銀高千貫目分殘荷物の代物替に任、其出銀を以て御運上も相納め、長崎町中え少々配分可任と申上候處、願之通相濟み、一ヶ年右之通代物替四郎兵衛一手にて相勤候

と見え、令節錄、令條集に

元祿八年乙亥年八月二十九日、郷書付の内

於長崎、唐船荷物、阿蘭陀荷物御定銀高九千貫目之分賣買相濟候、殘荷物銅を以代物に任、銀高千貫目分銅を以此度被仰付候、就夫金千五百兩運上可差上旨江戶町人伏見屋四郎兵衛相願候間、其通可被申付候 以上

と見え、長崎虫眼鏡に、

元祿八年八月、江戶においてふしみや四郎兵衛に、唐人おらんだ兩方とも高千貫目代物買おほせ付られ、十月八日長ききへ下宿す、いまた秋船長ききに残り居、是にて商賣す、

高千貫目 内六百六十六百匁餘 右は唐人方○内三百三十三貫三百匁餘 右阿らんだ方

右千貫匁徳用之内 千五百兩、御運上、七十貫匁、唐人商賣方、徳用一わり地下へ遣す、十五貫目をらんだ方、徳用五分地下へ遣す、合百七十五貫目

73) 崎陽群談第二

74) 通航一覽卷百五十八、國書刊行會本三百四頁、三百五頁

75) 通航一覽卷百六十二、國書刊行會本三百四十七頁

76) 同上

と見えてゐる。

ナホツド<sup>77)</sup>は西暦一六八九年即ち元祿二年オランダ人支那人は貿易額の増額、貿易條件の緩和を歎願したが望みを達することができなかつたこと、また西暦一六九一年即ち元祿四年に日本人側からもこれに歩調を合せ、長崎及び堺の重なる商人二人は幕府に對して九千貫目の貿易額にては到底日本國內の需要を充たすに足らないから、一萬六千貫目に増額せられたきことを請願したが、これまた目的を達することができなかつたことなどを述べ、それでも西暦一六九五年（元祿八年）十一月、オランダ船の出航後に至り、銅商賣を委ねられてゐた江戸の商人伏見屋四郎兵衛は、九千貫目の貿易定額以外、餘分に一千貫目の銅を外國人に賣渡すことを許され、少しの増高を認められ、定額貿易の場合における如く、其の三分の二は支那人、三分の一はコンパニヤに割り充てらるゝことゝなつたと記してゐる。

## 一八

銅代物替は元祿八年には一千貫目であつたが、翌九年から五千貫目に増額され、又其の次ぎの年十年から銅代物替が伏見屋四郎兵衛の手を離れて長崎町年寄の支配となるに及び、銅代物替五千貫目の外に、俵物諸色を以てする二千貫目の代物替が許さるゝことゝなつた。

長崎覺書<sup>78)</sup>に

77) Oscar Nachod, Ibid, SS. 408, 409.

78) 通航一覽卷百六十二、圖書刊行會本三百四十八頁

元祿八年、伏見屋代物替銀高千貫目相濟、同九丙子年、伏見屋代物替銀高五千貫目に成、同十丁丑年、代物替長崎支配に成、同年唐船八十艘に御定

と見え、白石私記に<sup>79)</sup>

元祿九年、伏見屋四郎兵衛運上の銀一萬兩を造らなければ、銀五千貫目の代物替を免されん事を請ふ、其望所を免さる、これ運上といふ事の始なり

と見え、元祿九年から銀五千貫目の代物替商賣となり、其の時は矢張り伏見屋の手でなされたやうである。銅代物替が長崎町年寄の支配となつたのは元祿十年からのことである。ナホツドに、<sup>80)</sup>西曆一六九七年即ち元祿十年銅商賣の特權は今度は商人四郎兵衛でなく、却つて長崎町年寄(Cover-nore von Nagasaki)に長崎人民の福利を代表するものとして讓與され、總計五千貫目に増額されたといつてある。崎陽群談<sup>81)</sup>には伏見屋が一手にて一年間銀高千貫目の銅代物替を勤めたる後、長崎町年寄共より銅代物替銀高五千貫目分を勤めて殘荷物と代物替を爲し、その出銀即ち利益銀を御運上に納め、其の内より六百貫目を地下人に配分したきことを願ひて許され、それより銅代物替は五千貫目と定つたやうになつてゐる。元祿九年伏見屋の五千貫目の銅代物替商賣を許されしことを略したものであらう。

ナホツド<sup>82)</sup>は此の五千貫目の内コンパニヤに歸した分は八百貫目で、其の外は支那人に歸した、

79) 同上、國書刊行會本三百四十八頁

80) Oscar Nachod, Ibid, S. 414.

81) 崎陽群談第二

82) Oscar Nachod, Ibid, S. 414.

それは四郎兵衛は絲物をコンパニヤより遙かに下直に支那人より手に入るゝことを知つてゐたら、ともかく既に前年において四郎兵衛から表面上でもオランダ人より殆んど十倍も多い銅は支那人に渡されたからであるといつてゐる。

元祿十一年追御定高二千貫目の代物替商賣を許されしことは、同年五月二十二日長崎奉行の布達書に

唐船御定七十艘の外に十艘を限、此銀高二千貫目を限、其歲々異國買渡諸色殘荷物を以、三百貫目又は五百貫目、或は唐船五十艘或は三艘にても考之、相増せ申可事

と見え、白石私記にも元祿十一年唐船の額數に十艘だけ増加され、八十艘となり、額銀六千貫目の外二千貫目の代物替は許されたことが述べてある。長崎覺書に「唐船八十艘に御定」を元祿十年のことゝなせるは誤りである。元祿十一年の代物替は俵物諸色を以てするものであることは、崎陽群談に長崎商賣方吟味役高木彦右衛門が俵物諸色を以て銀高二千貫目分の残り荷物と代物替をなすことを許されるれば、其の出銀を御運上に納むべく、又此の商賣高に懸る唐人置銀は長崎の潤ひになるべしと願ひ出で、許され、これを追御定高と稱したことが述べてあるので分かる。但し當時日本において此の二千貫目追御定高の替物になるべき俵物諸色はなかつたので、有るだけの商賣を仰付けらるゝことゝなり、随つて商賣高は年々減じたといふことであるが、それでも種々

83) 外國商法沿革志長崎叢書本長崎略史下卷四三五頁

84) 通航一覽卷百六十六、圖書刊行會本四百十頁

85) 同上卷百六十二、圖書刊行會本三百四十八頁

の手段は講せられ、禁制に反して銀子は渡されたといふことは崎陽群談に見えてをる。

元祿十年の銀高五千貫目銅代物替商賣は、ナホツドのいつて居るやうに、支那に四千二百貫目、オランダに八百貫目と分配されたのであるが、元祿十一年の銀高二千貫目の追御定高商賣は支那人だけの商賣で、オランダには關係がなかつたのである。それは俵物諸色即ち海産物を以てするもので、オランダには需要がなかつたからであらう。それだからナホツド<sup>60)</sup>は西曆一六九八年即ち元祿十一年に至り、支那の輸出額は更に増額された爲め、これまで支那人の半額を占めて居たコンパニヤの日本貿易に對する關係は、オランダ人の不利益にも貿易總額の三分の一から四分の一に減少したといつて居るのである。支那船御定高六千貫目、オランダ御定高三千貫目、銅代物替銀高五千貫目、追御定高二千貫目合せて一萬六千貫目の貿易總額中、オランダは三千八百貫目であるから殆んど四分の一といつても大差がないわけである。

長崎奉行書留に見えてゐる寶永七年の長崎奉行久松、別所等の存寄書付に、御定高銀六千貫目、代物替五千貫目、追御定高二千貫目、合而一萬三千貫目といつてゐるのは、支那貿易額がそれだけあつたといふ意味で、少しく粗漏を免れないやうである。然し前述の崎陽群談の唐船方御定高六千貫目、阿蘭陀三千貫目、銅代物替銀高五千貫目、追御定高二千貫目合せて一萬六千貫目の商賣に相究り、此内阿蘭陀三千貫目計金五萬兩の積りにて、相残り候銀高一萬三千貫目分不殘銅

86) 崎陽群談第二

87) Oscar Nachod, Ibid, S. 414.

88) 通航一覽卷百六十二、圖書刊行會本三百四十八頁

にて相渡候て可然との事に相究、右の銅高凡積八百九十萬二千斤つゝ、一ケ年に相渡候積りに事究り候但阿蘭陀方三千貫目の内えも銅二百五十萬斤爲買候積り、是は金子少し相渡して申爲めなりといふ記事も、同様支那の貿易額を一萬三千貫目、オランダの貿易額を三千貫目となして居るやうに見えるから、恐らくそれは大數を示す積りで、一萬二千二百貫目を一萬三千貫目とし、三千八百貫目を三千貫目としたものかも知れぬ。

一九

元祿十二年即ち西曆一六九九年追御定高二千貫目の商賣が許されてより支那貿易額に對して約八百九十萬二千斤、オランダ貿易額に對して二百五十萬斤の銅を渡すこととなり、始めて日本において銅の不足は感せらるゝことゝなつた。私は元祿十二年追御定高が銅代物替でなく、俵物其の他の雜物替であつたといふ事其の事が、既に日本において銅の不足が感せらるゝに至つた證據でないかと考へる。

崎陽群談や白石私記に、當時八百九十萬二千斤といふ銅を集むることは頗る困難で、これが請負者を吟味し、初め大坂の銅吹屋崎陽群談には十一人、白石私記には十六人をして廻銅(運送)を請合はしめしが、到底八百九十萬二千斤には達せず、一時前々より支那人オランダ人に渡すため長崎に集めた銅の内の渡し残りがあつたので、一年だけはそれを加へて間に合はしたけれども、其の後は年々銅不足で、元祿十一年、桔梗屋又八といふ江戸の商人をして請合はしめても猶更うまく行かず、元祿十二年

桔梗屋運送の事を止め、大坂の銅吹屋及び諸國の商人をして隨意に運送せしむることゝした時  
も、元祿十四年銀座のものをして銅座の事を兼ねしめ諸國より産する銅を買ひ集めて長崎に運送  
せしむことにした時も、一ヶ年に七百萬斤位しか集まらず、年々に一萬三千貫目の商賣高が減  
じ、又支那人は歸へるべき期を過し年を過すに至つたことが述べてある。

白石私記には猶ほ

其事の御沙汰有て、銅運送すべき事なりし銀座のもの共に催促しぬれど、諸國の銅山より産する所年々に減じて、其價騰り貴  
く、其價を増加らるべくなくと申事に事ゆかず、正徳元年辛卯に至て、銀座の者共銅四百五十萬斤を運送すべき由を申、其數  
足らざらん所を承るべしと望み申者有りしかば、望所をも免されしに、銅の價猶騰り貴く成て、是も其利を失て事ゆかず、我  
國にて用ゆべき所の銅も用足らず、明れば二年壬辰の二月に至れ共、銀座の者其運送すべきと申せし所の類にも足らざる所、  
百五十萬斤なれば、同三月十七日銀座のもの兼しめられし銅座の事を停められ、同十九日大坂吹屋のもの共に此事を仰下され  
ぬ、されど去年正徳元年己卯諸國銅山より産する所の銅六百四十萬斤に過ず、續ひ我國の用百六十萬斤を除の外、長崎へ運送  
すべき所百四十萬斤には過べからず、是其價の騰り貴ければ、銅を商ふ者共輸くは賣渡すべからざる故なりと申す  
といつて、銅の不足、銅運送の意の如くならざることを述べてある。

銅不足の結果、商賣銀高の減少を來し、地下落銀の減少、長崎地下人の困窮となり、物價の騰  
貴を促がし、支那人前買入れ元直段の競り上げとなり、賣残り荷物の増加、密貿易の流行となつ  
た。崎陽群談に、

唐阿蘭陀方一ヶ年商賣銀高一萬六千貫目に候處、右の銀高につり合候一ヶ年の出銅無之廻銅減じ候に隨ひ、商賣銀高も年々に  
減じ來り、荷物買留高少く成來り、夫故諸物の價次第に高直に成候上、諸色の高直にもつれ、旁にて入札直段せり上候て、唐

人前元直段年々高直には罷成候、元直段高く成候程、猶又賣殘荷物も多く有之候て、私商賣の筋猶更張行し候、此儀沖にて扱買仕候計にては無之、長崎地下中より扱買し候段追て露顯候

### と見え、白石私書にも

長崎の地下人交易の事行はれざるか爲に、飢餓の者多く、弱きものはかしこに留る唐人と迎して、館中に於て私販の事あり、弱き者はかしこを去りて唐船を待て海上に於て私販の事あり

### と述べてある。

貞享元祿時代において行はれたる貿易額制限、貿易船數の制限は金銀の外國流出と扱荷即ち密貿易とを防がんとする目的であつた。當時銅の不足は未だ感せられなかつたので、銅の流出を防ぐといふ考へはなかつたやうである。然るにそれが爲めに俄かに銅の不足は感せらるゝことになり、密貿易は却へつて益々盛んとなつたやうな結果を來した。金銀の流出を防ぐべき方法を繼續すると共に銅の流出を防ぐことは必要となつたのみならず、密貿易を一層有力に防ぐべき方法を講じなければならなくなつた。この必要に應ずるため企てられたのは正徳五年の御新例である。

貞享以後においても、元祿を経て正徳五年に至る三十年の時期は、オランダ及び支那の貿易により政治上經濟上我國に見はれたる種々の利害に對し種々の對策施設が講せられた時期で、正徳五年に至つてそれが略ぼ整頓するに至つたのである。丁度支那の廣東貿易において、康熙時代の終りより雍正時代を経て乾隆二十五年に至る數十年の時期に比較すべきもので、乾隆二十五年の防範外夷規條は正徳五年の御新例に該當するものである。